

出題傾向をつかんで得点を上乘せせよ!

1

実戦で使える選択式の テクニック



社会保険労務士法人オスピス 井上 義教

受験生を悩ます最後の難関である「選択式問題」の対策について、最後の最後に役に立つ（かもしれない）テクニックをいくつか披露します。近年の出題傾向を見ますと、長文化が目立ち、しかも単純に知識の有無を問う（というよりも、正確な用語を知っているかどうか）問題が増えていて、選択式問題としての意味がなくなりつつあります。一方、過去問題をたどることで、押さえておいて損のない傾向があり、それは選択式対策として十分に意味のあることだと考えます。

1 グルーピング

選択式問題の解法で「グルーピング」という言葉を使ったのは私が最初です。私なりのグルーピングの定義は、「選択式問題で、語群として与えられた20個の語句の中から、その空欄に入りうる語句を抜き出して解答範囲を狭め、さらに正解へと迫る方法」です。グルーピングは雑多な選択肢を整理する上でも、また、論点を浮き彫りにする上でも有効な方法と言えるでしょう。ここでは、平成27年度の労災保険法を取り上げます。

〈平成27年度 労災保険法〉

労災保険法第33条第5号によれば、厚生労働省令で定められた種類の作業に従事する者（労働者である者を除く。）は、特別加入が認められる。労災保険法施行規則第46条の18は、その作業として、農業における一定の作業、国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる一定の作業、労働組合等の常勤の役員が行う一定の作業、 関係業務に係る一定の作業と並び、家内労働法第2条第2項の家内労働者又は同条第4項の が行う一定の作業（同作業に従事する家内労働者又はその を以下「家内労働者等」という。）を挙げている。

20個の語群の中から、空欄Aに入るべき語句を抜き出すと、④医療 ⑥介護 ⑩福祉 ⑱保健 となります。この簡単な作業で随分と問題がシンプルになりますが、グルーピングだけでは先へ進めませんから、何とか正解を導けないか、考えてみます。

この問題は、労災保険の特別加入の問題です。特別加入というのは、本来、労働者でないという理由で労災保険には加入できないのだけれど、業務の実情や災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、特別に労災保険への加入が認められている…そういう制度でした。

空欄Aを何とかして埋めたいのですが、何かヒントはないでしょうか。設問の中では、「農業」「国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる一定の作業」「労働組合等の常勤の役員が行う一定の作業」「家内労働法…」が挙げられています。

特別加入→危ないから労災保険に特別に加入させてあげる→農業は納得（確かに危ない）！→語群の中で危ないものは…

④医療は、確かに危険ですが、医師や看護師で特別加入って違和感があります。⑩福祉 ⑱保健…これらは、危険な印象がありません。⑥介護…これですね！ 介護の業務に従事していると、突然予期しないことがある…まさに、特別加入の趣旨に合致します。そうすると、出題者は「介護」を空欄にした上で、⑩福祉 ⑱保健 ④医療という、誤った解答をバラ撒いたということが見えてきます。その上で、「農業」を問題文中にあえてさらし、受験生に対するヒントにしたのでしょね。こういった、出題者目線で選択式問題にあたるという発想も、とても重要なことだと思います。

私の考える「グルーピング」というのは、単に語群を狭めるだけでなく、このような形で正解にたどり着く方策をも含めたものなのです。「ここぞ」という問題と判断したら、思い切って選択肢をグルーピングした上で問題に正々堂々とあたってみてください。

2 過去問題の活用

択一式対策として過去問演習は一般的によく行われていますが、選択式対策としての過去問演習を怠っている方が多くいらっしゃいます。実は、選択式問題で出題された箇所が年度をまたいで再度出題されることは意外に多く、しっかりと選択式の過去問題を演習しておくことが選択式対策のベースとなります。

例えば、直近では、平成28年度の雇用保険法がよい例でしょう。これは平成22年度にまったく同じ条文が出題されています。

次に具体例をみていきましょう。平成27年度の労働一般の空欄Eです。

〈平成27年度 労働一般〉

我が国の就業・不就業の実態を調べた「就業構造基本調査（総務省）」をみると、平成24年の男性の年齢別有業率は、すべての年齢階級で低下した。同年の女性については、M字カーブの底が平成19年に比べて 。

この問題、実は平成17年度にも出題されています。当時の出題を以下に示します。

〈平成17年度 労働一般〉

我が国の女性の労働力率を縦軸にし、年齢階級を横軸にして描画すると、あるローマ字の型に似ており、我が国の女性の労働力率は 字型カーブを描くと言われている。平成16年の我が国の女性の労働力率を、年齢階級別に描いてみると、25～29歳層と 歳層が左右のピークとなり、30～34歳層がボトムとなっている。

実践で使える選択式のテクニック

設問の最後のところの「30～34歳層がボトム」というのは出題当時の話であって、ここは平成20年度以降、「35～39歳層」へと移動しています。平成27年度の労働一般では、この論点が問われたのです。いずれにしても、平成17年度の過去問題を当たってれば、ボトムが「30～34歳層」→「35～39歳層」へと移動していることは合点がいくはずで、また、「変化しなかった」という論点が出題対象になるとも思えず（出題者は、3つの「誤答」を作る必要に迫られたのですが、「若い方へ移動した」では能がなさすぎる…と考えたのでしょうね）、こういった観点から問題にあたると、正解への近道が浮かび上がってくるような気がします。

このように過去問演習でしっかりと対策が練られていれば、極めて短時間で正答を得ることができ、残りの時間を集中して「大ボス」に使うことができますようになります。これも1つの選択式対策のテクニックと言えるでしょう。

③ 空欄の前後をよく読む

選択式問題には、その形式上、空欄の前後にヒントが隠されているケースが多く見られます。平成19年度の労働一般の空欄Bを見てみましょう。

〈平成19年度 労働一般〉

社会保険労務士法第1条には、同法の目的として「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な と労働者等の に資することを目的とする。」と規定されている。

グルーピングを行うと、③就労条件の向上 ⑥生活条件の改善 ⑮福祉の向上 ⑲労働条件の改善 が候補として挙がります。

正解は「⑮福祉の向上」なのですが、こうした空欄の抜け方を見ると、「色々な法律の目的条文に登場する『福祉の増進』と『福祉の向上』をすべて正確に区別し、暗記しなければいけないのか？」という短絡的な発想に陥りますが、そうではありません。なぜなら、この問題には、「福祉の増進」は語群に示されていないからです。

ここで、空欄Bの前後を読むと、「労働者等」とあります。つまり、社労士法は、「労働者だけでなく、それ以外のもの（等）」に資するものでなければならないのです。

グルーピングを行った選択肢の中で、労働者「等」に当てはまるものはあるのでしょうか。ここで、それぞれの選択肢が、「労働者」に対して当てはまるか、「等」に対して当てはまるかという点から考えてみます。

	労働者	等(家族?)
③就労条件の向上	○	×
⑥生活条件の改善	△	○

⑮福祉の向上	○	○
⑲労働条件の改善	○	×

そうすると、「労働者」にも「等」にも○が当てはまるのは「⑮福祉の向上」だけということになります。

4 問題文を逆手にとる

選択式問題の中には、問題文中にヒントが隠されていることが意外に多くあります。平成21年度の労働一般の空欄Dを見てみましょう。

〈平成21年度 労働一般〉

労働関係調整法第7条において、「この法律において とは、同盟罷業、怠業、 その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。」と定められている。

選択肢は ①争議行為 ②敵対行為 ③不当行為 ④労働争議 とあり、正解は①争議行為です。④労働争議と迷いますが、問題文中に「その主張を貫徹することを目的として行ふ『行為』及びこれに対抗する『行為』であつて」と、2度も空欄Dに入る文言は「行為」でないとダメですよと、受験生に注意喚起を行って来ています。

5 ゴロ合わせ

平成28年度の国民年金法では、目的条文が出題されました。以下がその問題です。

〈平成28年度 国民年金法〉

国民年金法は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の がそこなわれることを国民の によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と規定している。

Bの選択肢の対象は⑮共同連帯 ⑯自助努力 ⑰自立支援 ⑱相互扶助 となっています。正解は⑮共同連帯ですが、⑯自助努力や⑱相互扶助は、他の法律との混同を突いてきているのがわかりますね。

目的条文は、どの法律についても、いつ選択式問題で出題されてもおかしくありませんので、特に複数年受験の方は目を光らせているはずですが、ただし、しっかりと押さえていないと、異様な緊張ムードに包まれた本試験会場で「あれ?」となってしまう、その年の受験が目的条文で終わってしまうことになりかねません。そういった事態に備えるためにも、「ゴロ合わせ」を活用するとよいでしょう。

国民年金法の目的条文には、「共同連帯」という語句が使われています。出題者は、

これを他法律の目的条文と惑わそうとしているのです。

国民健康保険法	→「社会保障及び国民保健」
介護保険法	→「共同連帯」「保健医療」
高齢者医療確保法	→「国民の共同連帯」「国民保健の向上」（2条において「自助と連帯」）
厚生年金保険法	→「生活の安定」
国民年金法	→「安定」「共同連帯」

こういった形でしっかりと整理しておかないと、その場しのぎの武器では聞えません。

この中で、ゴロ合わせに頼らずとも、理解で記憶に繋げることができるものがあります。それは、国民健康保険法の「国民保健」です。「保健」であって「保険」でない理由は、「健康の保持増進」を目的としているからですね。こういった箇所は、「保健」の意味を考えて国民健康保険法の趣旨と照らし合わせて記憶すべきでしょう。また、「社会保障」という言葉が用いられているのも国民健康保険法（あえて言うなら日本国憲法）だけです。

国民健康保険法の目的条文に「保健」という用語が使われていることを考えると、介護保険法や高齢者医療確保法の目的条文に「保健」という用語が使われている理由も、何となく理解できます。年金以外の法律で、底辺を固めるために使われているという理解で乗り越えられそうです。

次に、「共同連帯」です。これは、介護保険法と高齢者医療確保法、国民年金法に使われていますから、「各国の介護はキレイゴト」ですね。「カク（確）クニ（国）ノカイゴ（介護）ハキョウドウレンタイ」で覚えましょう。続いて、高齢者医療確保法の「自助と連帯」を押さえます。「お年寄りハジレットタイ」。厚生年金保険法の「生活の安定」が浮いていますが、他の法律で「生活の安定」は登場しませんし、国民年金法の「安定」との区別を求める出題可能性も低く、これはこれで放置でよいでしょう。

頻出事項で、かつ、条文間の横断整理が可能な項目については、このような形でゴロ合わせを活用して整理しておく、本試験会場で「頼れる相棒」になります。何もかも理解で乗り越えることは難しいですし、何もかもゴロ合わせで乗り越えることも不可能です。時にバランスが求められるような気がします。

以上、限られた誌面ですべてをお伝えできませんが、少しでも皆さんのお役に立てると幸いです。ただし、テクニックだけで合格は勝ち取れない点は（厳しいようですが）お伝えしなければいけません。今回お伝えした内容は、基本をしっかり押さえた上で、最後の最後、どうしてもこの1点が欲しい！ そんな局面で、ひょっとしたら役に立つかもしれない、その程度のもんです。選択式問題の1点は、「本当に本当に欲しいと願って願って、一生懸命伸ばした手のほんのちょっと先」にあります。頑張ってください！